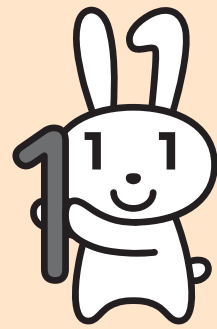


マイナンバーが はじまります



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

特集

平成二十五年五月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布されました。この法律に基づき準備を進めている社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」といいます。）についてお知らせします。

マイナンバー制度とは

マイナンバー制度は、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現することを目的とした制度です。期待される効果としては大きく三つあげられます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなります。負担を不当に免れることや、給付を不当に受けることを防止でき、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

国民の利便性の向上

各種申請の際、添付書類が不要となるため、手続きの負担が軽減されます。行政機関が保有する自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要する時間や労力が大幅に削減できます。

複数の業務の間で連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。

マイナンバー制度の仕組み

個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）は、住民票を有するみなさんに、十二桁の番号が付番されるものです。付番された番号をもとに行政機関や地方公共団体など複数の機関は、同じ人の情報を結びつけ相互に情報の活用を行います。

マイナンバーの番号は、漏えいして不正に使われるおそれがある場合を除き、変更されません。

マイナンバーの利用範囲

マイナンバーの主な利用範囲は、法律で定められた社会保障・税・災害対策など限られた事務です。また、市町村がマイナンバーを独自に利用できるのは、社会保障・税・災害対策に類する事務に限られ、条例に定めることが必要です。マイナンバーの利用は平成二十八年一月から始まります。

マイナンバーを利用する業務

社会保障	税	災害対策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金の資格取得や確認、給付 ○ 雇用保険の資格取得や確認、給付 ○ 医療保険の保険料徴収 ○ 福祉分野の給付、生活保護など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載 ○ 税務当局の内部事務など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者生活再建支援金の支給 ○ 被災者台帳の作成事務など